



# 安全対策

令和6年12月9日  
在アトランタ日本国総領事館

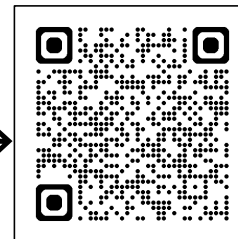


# 特殊詐欺に注意

## ●海外で発生している日本人を標的とした特殊詐欺

### 外務省海外安全ホームページでの注意喚起→

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2024C049.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2024C049.html)



- ・日本大使館職員、日本総領事館職員、日本の警察官、日本の税関職員など、日本の政府機関職員を名乗るケースが多く発生
- ・かかってくる電話は日本語
- ・表示される電話番号は、大使館、総領事館、警察機関等の実際の電話番号
- ・相手方は、住所、氏名等を把握  
(例) 『こんにちは、〇〇さんで間違いないですね、税関の〇〇ですが・・・』
- ・複数の人物に電話が転送→最終的には金銭を要求

### ● 典型的な手口

- ・ 大使館職員、総領事館職員、税関職員、警察官を名乗り、犯罪への関与が疑われていること、逮捕・強制送還の可能性を示唆

(例)

『先日あなたが日本に送った荷物の中から、禁止薬物が見付かった』

『あなたが借りたレンタカーが乗り捨てられており、車内から薬物が見付かった』

『日本で逮捕した特殊詐欺グループから、あなた名義の銀行口座に送金があった』

『あなたの名義で契約された携帯電話が、特殊詐欺グループに使用されている』

『このままだと、逮捕されて日本で刑務所に入る可能性もある』

『パスポートが取り消されて、強制送還されるおそれが出てきている』

- ・ 電話が警察官（偽）に転送され、事情聴取と称してLINEのビデオ通話を行う  
→ 『容疑を取下げるための手続き料』 『逮捕を免れるための保釈金』 などの名目で金銭を要求

## 特殊詐欺に注意

『事情聴取』と称して行われた**警察官（偽）とのオンライン面談（LINEビデオ通話）**



- ・ 警察官がLINEで取調べを行うことはありません
- ・ 本画像は、実際に被害に遭った方から提供いただいたものです

### 被害者に送付された架空の証明書類



- ・このような証明書は存在しません
- ・本画像は、実際に被害に遭った方から提供いただいたものです

### ●信用させる

- ・実在する警察署の電話番号をHPなどで確認させた後に一度電話を切り、直後に再度電話がかかってくる

→着信で表示される番号は、確認した実在の電話番号と同じ番号

- ・警察官役は、信用を得るために在職証明書や制服の階級章を見せる
- ・相手を安心させようと、同情や励ましの言葉をかける

→（例）『大変でしたね、最近同じような被害が多く発生しています、皆さん解決されていますから安心してくださいね、大丈夫ですからね』

### ●不安をあおる

- ・LINEのビデオ通話をつなげたままにするよう指示、定時連絡を求めることも

→さらには、証拠保全のために録画するなどと告げ、動揺を与える

- ・『○時間以内なら無実を証明できる』と時間制限を設ける

→正常な判断を困難にさせる

- ・『あなたは容疑者の立場にあり、本件は誰にも話してはいけない』と口外を禁じる

→第3者に相談する機会を与えない

### ●ご自身やご家族・友人の皆様が被害に遭わないために

- ・ このような特殊詐欺が発生していることを、できるだけ多くの方に広めてください
- ・ 日本の公的機関が正式な手続によらず税金、罰金、保釈金の名目で送金を要求することはありません
- ・ 身に覚えのない不審な電話、メール、SNSは無視してください
- ・ 社会的に信用度の高い機関を名乗る電話が掛かってきた場合でも、個人情報（SSN、クレジットカード番号、暗証番号など）の詳細を安易に回答しないでください
- ・ 一度電話を切り、家族、友人、同僚、日本国大使館、日本国総領事館に相談してください（『領事館に相談しても意味がない』『領事館もグルなので相談してはいけない』と言われたケースもあります）

### ●在留届の提出

→外務省や総領事館からの情報を受信できます

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

外務省  
オンライン在留届  
ORR-Overseas Residential Registration

よくある質問 お問い合わせ 外務省



**オンライン在留届(ORRネット)は、外務省が提供する在留届の電子届出システムです。**  
**オンライン在留届を提出した方は、パスポート・証明のオンライン申請も可能です。**

**在留届、変更届・帰国届の提出方法を確認する**  
緊急事態発生時には、提出された「在留届」をもちに、大使館・総領事館が、安全確認・支援活動等を行います。  
※外国に住所又は一時滞在先を定めて3か月以上滞在する日本人は、「在留届」を提出することが法律で義務付けられています。

**パスポート・証明のオンライン申請を行う**  
令和5年3月27日から、パスポート及び証明のオンライン申請が可能となりました。  
パスポート・証明のオンライン申請には、「オンライン在留届」へのログインが必要です。



オンライン在留届